

# 令和8年 労働災害発生状況（令和8年4月末現在）

（休業4日以上死傷者数）

土浦労働基準監督署

## 業種別

業種	年	8年		7年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		15	12		3	
	木材・木製品		3	1		2	
	化学工業		3	5		-2	
	金属製品		3	5		-2	
	一般・電気・輸送用機械		5	3		2	
	その他		11	7		4	
	小計		40	33		7	
建設業	土木工事		2	1		1	
	建築工事（木造除く）		4	5		-1	
	木造建築工事		1	1			
	その他の工事			4		-4	
	小計		7	11		-4	
陸上貨物運送事業		20	1	20		-1	
畜産業		2		1		1	
小売業		24		17		7	
社会福祉施設		11		9		2	
その他		59		42		17	
計		163	1	133		-1	30

**キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと**

**STEP 1 暑さ指数の把握と評価**  
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

**STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

- 暑さ指数の低減**  
準備期間に検討した設備対策を実施
- 休憩場所の整備**  
準備期間に検討した休憩場所を設置
- 服装**  
準備期間に検討した服装を着用
- 作業時間の短縮**  
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ブレイキング**  
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- 水分・塩分の摂取**  
水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- 暑熱順化への対応**  
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整  
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
- 健康診断結果に基づく対応**  
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感音 ⑧下痢
- 日常の健康管理**  
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- 作業中の作業者の健康状態の確認**  
巡視を頻繁に行い声をかける。「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- 異常時の対応**  
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周囲が異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を止め、全身を濡らして涼風することなどにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

**重点取組期間 7月 にすべきこと**

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

(R8.2)

## 月別

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
8年	51	45	39	28									163

## 年齢別

年齢	件数	率(%)
～19歳	7	4.3%
20～29歳	13	8.0%
30～39歳	17	10.4%
40～49歳	35	21.5%
50～59歳	47	28.8%
60歳～	44	27.0%

## 規模別

## 事故の型別

業種	業種	規模		規模		一〇〇人	墜落・転落	転倒	激突され	巻込まれ	こ切られ	交通事故	動作の反動	その他	合計
		九人	四九〇人	九〇人	五〇〇人										
製造業	食料品			2	13		2	6	1	3	2		1		15
	木材・木製品	2			1		1				1		1		3
	化学工業			2	1			1		2					3
	金属製品		3				1				1		1		3
	一般・電気・輸送用機械		3		2			3		2					5
	その他		5	1	5		5			1			2	3	11
	小計	2	11	5	22		4	15	1	8	4		5	3	40
建設業	土木工事		2											2	2
	建築工事（木造除く）	3	1				2	1					1		4
	木造建築工事	1								1					1
	その他の工事														
	小計	4	3				2	1		1			1	2	7
陸上貨物運送事業	3	7	7	3		2	9		4		1	3	1	20	
畜産業	1	1				1	1							2	
小売業	4	8	4	8		2	12			1	2	3	4	24	
社会福祉施設	1	7	3				6		1		1	2	1	11	
その他	13	21	6	19		12	20		3	4	6	6	8	59	
計	28	58	25	52		23	64	2	16	9	10	20	19	163	

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、( )内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く